

滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県の農林水産関係試験研究機関が実施する研究課題の評価（以下「研究課題評価」という。）について、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に基づき、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条 研究課題評価の対象は、国等の別機関で研究評価を受ける課題や定例的に実施している調査・分析等を除き、県の農林水産試験研究機関が実施する全ての研究課題とし、試験研究機関等による厳正な内部評価を行う。

2 内部評価を実施した研究課題のうち、プロジェクト研究や共同研究など、農林水産技術会議で決定した重点的な研究課題を各専門分野の有識者等による外部評価の対象とする。

(評価体制)

第3条 研究課題評価を行う組織として、内部評価会議および外部評価委員会を設置する。

2 内部評価会議は、試験研究機関ごとに設置し、行政および普及関係機関等の参画を求める。

3 外部評価委員会は、滋賀県農林水産技術会議（以下「農林水産技術会議」という）が設置するものとし、設置および運営に関しての必要な事項は別に定める。

(評価の区分と内容)

第4条 研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により次のとおり区分する。

(1) 事前評価

新規に実施しようとする研究課題について、県民ニーズや農林水産行政から見た緊急性や重要性など多様な観点から、研究課題の設定時に全体計画および初年度の研究計画等に関して事前評価を行う。

(2) 中間評価

原則として、研究期間が5年以上の課題を対象として、研究開始後3年を目安として、研究進捗状況を検証するとともに、社会経済情勢等の変化および研究開発の進展等を踏まえ、研究計画見直しの必要性などについて中間評価を実施する。

(3) 事後評価

研究終了時に研究課題を総括するとともに、今後の研究計画の策定等に生かすため、研究目標の達成度など研究の成果について総合的な観点から事後評価を行う。

(4) 追跡評価

原則として、研究終了後3年が経過した研究課題について、成果の実用化や普及状況を把握・分析し、今後の試験研究に反映させるため、事後評価に準じて追跡評価を実施する。

(評価項目)

第5条 研究課題評価は、評価の区分に応じ、以下に掲げる評価項目等により実施する。

(1) 事前評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性
- イ 予算規模・実施体制の妥当性
- ウ 目標の明確性、達成可能性
- エ 緊急性、重要性、新規性等

(2) 中間評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性
- イ 行政施策への反映の可能性
- ウ 研究目標の達成度、達成の可能性
- エ 研究計画の妥当性、進捗度等

(3) 事後評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性
- イ 行政施策への反映の可能性
- ウ 研究目標の達成度
- エ 研究成果の波及可能性等

(4) 追跡評価

- ア 県民生活または本県農林水産業への貢献度
- イ 研究成果の活用状況
- ウ 行政施策への反映状況
- エ 研究の発展可能性

(評価の基準等)

第6条 研究課題評価は、客観的で透明性のあるものとするため、評価項目ごとに概ね5段階の評価基準を設定し、可能な範囲で定量化する。

- 2 外部評価については、前項の評価基準を用いるほか、必要に応じて評価委員等が行う記述によるコメントを併用することができるものとする。

(評価結果の活用)

第7条 農林水産技術会議および各試験研究機関は、研究課題評価の結果を以後の研究計画、予算の効率的な配分等に適切に反映させるものとする。

(評価結果の公表)

第8条 評価の結果については、個人情報または法人情報、知的所有権の取得等機密保持が必要な場合を除き、県民にわかりやすい形で公表する。

(評価結果の報告)

第9条 試験研究機関は、内部評価の結果を農林水産技術会議に報告するものとする。

- 2 国等の別機関で研究評価を受ける課題において、その評価を受けた場合は、その結果を農林水産技術会議にすみやかに報告するものとする。
- 3 外部評価の実施結果については、農林水産技術会議が滋賀県科学技術政策推進会議に報告する。

(留意事項)

第10条 農林水産技術会議および各試験研究機関は、評価が円滑に実施されるよう、その実施体制等の整備充実に努める。

- 2 施策評価との整合を図るとともに、国等の助成試験課題に対する評価作業と重複しないよう配慮する。
- 3 より効果的、効率的な評価システムとなるように必要に応じ見直しを行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、研究課題評価に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成17年3月30日から施行する。

この要領は平成19年3月16日から施行する。